

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 30 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備における
当面の対応について

5月25日までに全国で緊急事態解除宣言がなされ、全国的には、新規感染者数や入院者数・宿泊療養者数が減少しているところですが、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、今後はこれまでの取組や経験を踏まえて、医療提供体制の再構築が必要となります。現在、厚生労働省としても、今後の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制整備について、関係者のご意見を伺いながら検討を進めているところです。そのような中、今般、各都道府県における当面の対応として下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、医療提供体制の維持・整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、これまでの国内感染状況等を踏まえた今後の病床等の確保の目安や今後の医療提供体制の整備の考え方など、今後の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制整備については、追ってお示しする予定です。

記

1. 当面の病床の維持・確保に関する基本的考え方

「ピーク時に新型コロナウイルス感染症患者が利用する病床として、各都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床（※1）」については、今後、再び

感染が大きく拡大する局面も見据えて、その維持及び確保の取組（医療機関や関係者との調整等）を引き続き進めること。また、これまで地域において取り組んできた、感染症患者を重点的に受け入れる医療機関（重点医療機関）の設定や、重症化しやすい方が来院する医療機関は感染が疑われる方への診療を行わないといった医療機関間における役割分担をさらに進め、各医療機関がそれに見合った設備等整備に取り組んでいくこと。

（※１）「新型コロナウイルス感染症に係る今後の医療提供体制に関する報告依頼について」（令和２年３月２７日付け事務連絡）等に基づき厚生労働省へ都道府県が報告し、公表しているものである。令和２年５月２７日０時時点で、全国 18,346 床。

２．いつでも即時受入れ可能な病床の確保

１．に基づき引き続き維持・確保を行う病床のうち、一部の病床については、クラスターの発生等の突発的な患者の増加が起こりうることを踏まえて常に空床としておくなど、「いつでも即時受入れ可能な病床」として医療機関と調整を行い、確保しておくこと。この病床数の目安については、今までの国内におけるクラスター発生時の患者規模（比較的大規模なものとしては 100～140 人（※２））を踏まえること。

ただし、「いつでも即時受入れ可能な病床」の確保が困難と考えられる場合には、地域の実情に応じて、広域搬送体制を整えた上で周辺の都道府県と協力して必要な病床数を確保する等の柔軟な対応も検討すること。

（※２）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年５月２９日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

「感染が小康状態であっても、これまで 100～140 人規模の比較的大規模なクラスターが複数発生したことに鑑み、すべての都道府県は同規模のクラスターが突然発生することを想定して常に備えるべきである。そのため確保している病床をすべて平時の状態に戻すのではなく、そのうち最低限の確保すべき病床数等については、原則空床としたり、患者の移動などにより速やかに入院させることができる病床として確保しておくべきである。」

３．引き続き維持・確保を行う病床のうち、２．に掲げる病床以外の病床の位置づけ

１．に基づき引き続き維持・確保を行う病床のうち、２．に掲げる「いつでも即時受入れ可能な病床」以外のものについては、「都道府県の要請があった際には、一定の準備期間の後に患者の受入れが可能な病床」とすること。

その上で、これまで一般診療における予定手術・予定入院の延期や外来停止な

どの一時的な診療体制の縮小が生じている状況も踏まえて、本病床については都道府県の要請に応じて患者の受入れを行うまでは、一般診療に用いることができるものであること。

4. 宿泊療養施設の確保

1. で述べた病床の維持・確保に関する基本的考え方と同様に、宿泊療養施設についても、施設の確保や施設運営に必要な医療従事者・職員の確保等、立ち上げには一定の時間を要すること等を勘案し、当分の間、各都道府県で一定数を維持・確保すること。

なお、入院者数が減少したとしても、地域でクラスターの発生等による感染者急増に対応が必要となる可能性等も考慮し、今後も見据えて重症者等への入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、これまでと同様に、全ての感染者を原則入院とするのではなく、軽症者及び無症状病原体保有者については、医師の判断に基づき、宿泊療養等を行うこととする。

以上